

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への
水道料金及び下水道使用料の支払猶予及び特例減免制度

事前申込マニュアル

ビルオーナー・管理会社の方

このマニュアルでは、酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社等の皆さまに、特例減免の申請を行うにあたり必要な事前申込の手続きについてご案内しています。

特例減免の概要についてもご案内していますので、併せてご確認ください。

なお、特例減免の具体的な申請方法等については、事前申込後に水道局から送付する「(仮称)特例減免申請マニュアル」をご参照ください。



お問い合わせ

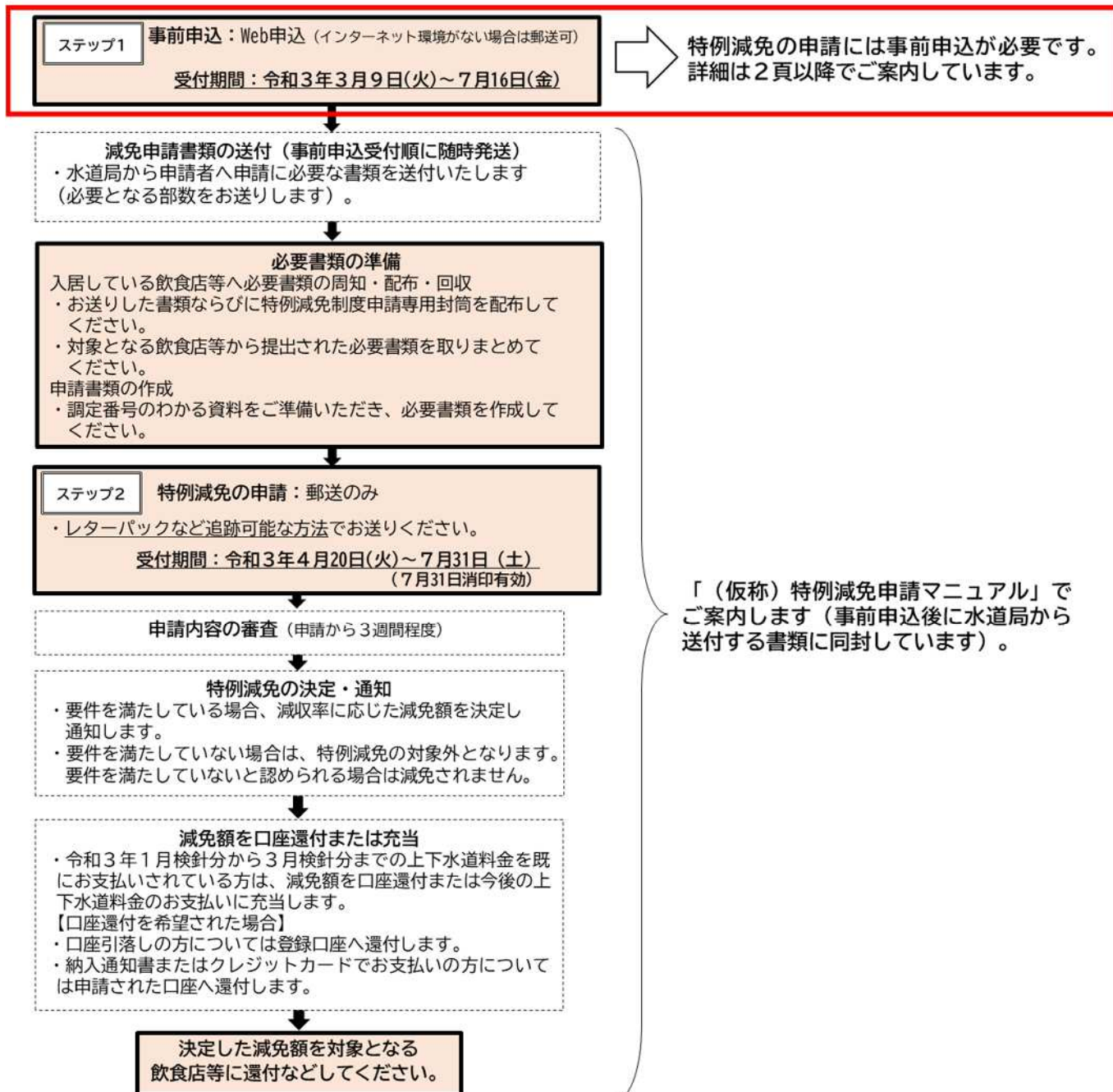
- ・電話番号 大阪市水道局 お客様サービス課
特例減免制度担当 06-6616-5467
(4月20日(火)から電話番号が変わります)
- ・営業時間 9:00 ~ 17:30
- ・開設期間 令和3年3月9日(火)~7月31日(土)

目次

1	事前申込と今後の流れ	1
2	事前申込	2
1.	申込方法（大阪市行政オンラインシステム）	2
2.	入力にあたっての注意点	4
3.	申込期間	4
4.	水道局から送付する資料	5
3	特例減免の概要	6
1.	特例減免とは	6
2.	申請できる方	6
3.	対象となる飲食店等	7
4.	特例減免の要件	8
5.	対象となる水道料金等	8
6.	減免額	9

1 事前申込と今後の流れ

-  申請者（ビルのオーナー、管理会社の皆さま）が行っていただくこと
-  水道局が行うこと



2 事前申込

特例減免の申請に先立ち、入居している飲食店等の書類を取りまとめていただく必要があるビルのオーナー、管理会社の皆さまを対象に事前申込を受け付けます。

事前申込の後、入居している飲食店等への特例減免のご案内等の書類を、水道局からビルのオーナー、管理会社の皆さまに送付いたします。

ビルのオーナー、管理会社の皆さまは、送付された書類を各飲食店等に配布していただき、申請に必要な書類を取りまとめて特例減免の申請を行ってください。

1. 申込方法（大阪市行政オンラインシステム）

原則、大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申込みとなります。

以下の URL 又は QR コードからアクセスし、手続きを行ってください。

<https://lqpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>



(1) 利用者登録（すでに利用者登録をされている方は、そのまま申込みできます）

上記の URL 又は QR コードよりアクセス後、ページ右上の「新規登録」より利用者登録をお願いいたします。



- ・ 申込みには「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録（個人または事業者として登録）が必要です。登録方法は、「ヘルプ」からシステム操作マニュアル（利用者情報を登録する）をご覧ください。
- ・ 迷惑メール設定をされている方は、利用者登録の前に、「@city.osaka.lg.jp」のメールが受信できるよう設定を変更してください（ご使用のスマートフォンの設定によって迷惑メールと判定され、必要な通知が届かない可能性があります）。

(2) 申込

水道局から届く「[ご使用水量等のお知らせ](#)」や納入通知書等、調定番号が記載された資料をご用意ください。

【ご使用水量等のお知らせ】

ご使用水量等のお知らせ	
今 回 指 示 数	10 m ³ (3年 4月 1日検針)
前 回 指 示 数	m ³ (3年 3月 1日検針)
ご 使 用 水 量	10 m ³ (前年同月の水量)
上 水 道 料 金	1,045 円 (内消費税及び地方消費税95 円)
下 水 道 使 用 料	605 円 (内消費税及び地方消費税55 円)
請 求 予 定 金 額	1,650 円 (150 円)
戸 数	1
お 支 払 い 期 限	3年 4月 20日

口座振替済金額のお知らせ	
ご使用月分	*年 *月分
口座振替日	*年 *月 *日
ご使用水量	*m ³
上水道料金	*円 (内消費税及び地方消費税 *円)
下水道使用料	*円 (内消費税及び地方消費税 *円)
合計金額	*円 (*円)

「ご使用水量等のお知らせ」や納入通知書等がお手元がない場合は、お客さまセンター（06-6458-1132）にお申し出いただければ、調定番号を記載したお知らせ票等を郵送します。

大阪市行政オンラインシステムのページ右上の「ログイン」ボタンからログインのうえ、「申請できる手続き一覧」を選択してください。



「【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の支払猶予及び特例減免制度】事前申込」を選択し、申込みを開始してください（「キーワード検索」でも検索できます）。

- ・ 郵送による申込みを希望される場合は、水道局（06-6616-5467）までお問い合わせください。
- ・ 持参による申込みは受け付けておりません。

2. 入力にあたっての注意点

ビルのオーナー、管理会社の皆さまご自身が、当該建物の中で飲食店等を経営されている場合は、「テナントビル等建物の所有者や管理会社等」の選択肢を選んで申請してください。

お客さま状況の確認 **必須**

お申込みのご使用者様は以下のうちどちらに該当しますか

選択解除

- 大阪市水道局と給水契約があり、飲食店等が入居しているテナントビル等建物の所有者や管理会社等の方
- 大阪市水道局と給水契約がある飲食店等の方

次へ進む >

調定番号は、次のとおり分割しての入力になります。各桁の欄に、お間違いのないよう入力してください。

調定番号 1 1 X 2 2 2 - 3 3 3 3 3 - 4 4 4 4

1 ~ 2 桁目 3 桁目 4 ~ 6 桁目 7 ~ 11 桁目 12 ~ 15 桁目

「対象店舗」欄に入力された数と同数の資料を水道局から送付します。
特例減免の対象と思われる飲食店等の数をご入力ください。

3. 申込期間

令和3年3月9日(火) ~ 令和3年7月16日(金)

(郵送の場合、令和3年7月16日(金)消印有効)

- 大阪市行政オンラインシステムで申請の場合は、令和3年7月16日(金)23時59分までに送信を完了してください。
- 締切直前は、大阪市行政オンラインシステムの申請サイトが混み合うことが予想されます。余裕をもって手続きしてください。

4. 水道局から送付する資料

この事前申込によって、水道局から下表の資料を送付します。

申込みいただいた方には、令和3年3月19日(金)以降、順次発送いたします。

	書類	発送部数	備考
申請者用	(仮称) 特例減免申請マニュアル	1	特例減免の申請の際にご覧ください。
	特例減免申請書【2号申請者用】(第1-2号様式)	1	事前申込で入力した調定番号と必ず同じ番号をご記入ください。
	委任状(別紙2)	1	水道局と給水契約がある方(給水契約者)が申請者となる場合、不要です。
	誓約書【2号申請者用】(第3-2号様式)	1	給水契約者の方にご誓約いただく書面です。
	水道料金等内訳表(第4号様式)	1	減免の対象となる水道料金等の算定に必要です。詳細は「(仮称)特例減免申請マニュアル」をご確認ください。
飲食店等用	専用封筒	※	入居している飲食店等の方へは、封入物を抜き取らず、配布をお願いします。
	→ 案内状 <small>専用封筒に封入しております</small>		飲食店等の方への特例減免のご案内です。
	対象施設(店舗)の情報(第2-2号様式)		飲食店等の方の申請要件の確認用書類です。
	誓約書(入居する飲食店等用)(第3-3号様式)		飲食店等の方にご誓約いただく書面です。
	売上明細表(別紙3)		飲食店等の方が確定申告書等の写しや経理ソフト等から抽出したデータ、手書き売上台帳等の提出できない場合にご利用いただく書類です。

事前申込の「対象店舗」欄に記入された数と同数の資料を送付します。

- 特例減免の申請には、上表以外にも資料が必要です。詳細は、事前申込後に水道局から送付する「(仮称)特例減免申請マニュアル」をご確認のうえ、ご準備ください。

次頁以降は、特例減免の概要のご案内です。
公開時点の情報ですので、今後変更することがあります。

3 特例減免の概要

1. 特例減免とは

新型コロナウイルス感染症により、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞が生じ、さらに自粛要請等による影響により経営状況が非常に厳しくなっている飲食店等に対し、安心して事業活動が行えるよう支援するため、水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という）の特例減免を実施します。

2. 申請できる方

大阪市水道局と給水契約のある方（水道局から「ご使用水量等のお知らせ」が届く方、または納入通知書や口座振替で水道料金等をお支払いいただいている方）のうち、以下の 又は に該当する方が、特例減免の申請を行うことができます。

酒類を提供している飲食店等

酒類を提供している飲食店等が入居しているテナントビルのオーナー、管理会社の皆さま

特例減免の申請には事前申込が必要です。2頁をご参照ください。

3. 対象となる飲食店等

「酒類を提供している飲食店等」とは、次の ~ の全ての要件を満たす施設に限ります。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく飲食店営業許可を受けていること。
大阪府が「第 32 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」（令和 2 年 12 月 14 日開催）において決定した営業時間短縮要請等の対象施設。

（下表の番号 1 から 13 に定める施設に該当していること）

対象施設		
番号	名称	カテゴリー
1	キャバレー、ダンスホール	酒類の提供を行う飲食店 または 接待を伴う飲食店
2	スナック、ラウンジ	
3	ホストクラブ、キャバクラ	
4	上記 1 ~ 3 以外の接待を伴う飲食店	
5	オーセンティックバー、ショットバー	酒類の提供を行う飲食店
6	スポーツバー、ダーツバー、カラオケバー	
7	パブ、サロン	
8	ナイトクラブ、ディスコ	
9	酒類の提供を行うカラオケ店	
10	居酒屋、大衆酒場、ピアホール	
11	専門店（寿司、麺類、焼肉など）	
12	レストラン、カフェ	
13	5 ~ 12 以外の酒類の提供を行い 店内に飲食の場を設けている飲食店	

なお、店内に飲食スペースがない、次のような施設については対象となりません。

- ・ テイクアウト専門店
- ・ デリバリー専門店
- ・ コンビニ等のイートインスペース
- ・ 社員のみが利用できる社員食堂
- ・ ホテル（宴会場において宿泊客以外にも飲食を提供している場合を除く）

令和 2 年 3 月 31 日までに営業を開始し、特例減免の申請日及び減免の決定日に廃業していないこと。

4. 特例減免の要件

入居している飲食店等の令和2年1月から12月の売上（以下「令和2年の売上」という）と平成31年1月から令和元年12月の売上（以下「令和元年の売上」という）を比較し、減収率が30%以上であること

（平成31年1月2日以降令和2年3月31日までに営業を開始した飲食店等については、比較する売上を別途指定します。詳細は、事前申込後に水道局から送付する「(仮称)特例減免申請マニュアル」をご確認ください。

【減収率(%)の計算】

(令和元年の売上額 - 令和2年の売上額) / 令和元年の売上 × 100 (小数点以下切り捨て)

例) 令和元年の売上額が 25,600,000 円

令和2年の売上額が 13,000,000 円 の場合

減収率

(25,600,000 円 - 13,000,000 円) / 25,600,000 円 × 100 = 49.21... 49 %

5. 対象となる水道料金等

特例減免の対象は、令和3年1月検針分 から3月検針分までの水道料金等です。

1月検針分とは、令和2年12月の検針日から令和3年1月の検針日までに使用いただいた水道料金等を指します。

ただし、**酒類を提供している飲食店等で利用したものに限り**ます。

酒類を提供している飲食店等で利用していないものについては減免されません

(9頁の表を併せてご確認ください)

【想定される例】

百貨店

減免の対象になる部分

- ・ 店内で酒類を提供しているレストラン

減免の対象にならない部分 ×

- ・ アパレルショップ等専門店
- ・ 店内に飲食スペースを設けていない食料品店
- ・ 酒類を提供していないレストラン 等

ホテル

減免の対象になる部分

- ・ 店内で酒類を提供しているレストラン
 - ・ 宴会場
- いずれも一般の方も利用できる場合に限る

減免の対象にならない部分 ×

- ・ 宿泊部屋部分
- ・ 酒類を提供していないレストラン 等



6. 減免額

対象となる水道料金等について、特例減免の要件を満たしたそれぞれの酒類を提供している飲食店等の減収率を踏まえ、次のとおり減免措置します。

- ・ 売上額の減収率が 50%以上 ➡ 対象となる水道料金等を全額免除
- ・ 売上額の減収率が 30%以上 50%未満 ➡ 対象となる水道料金等を半額減免

複数の飲食店等が入居している場合、飲食店等ごとに減収率を算定し、減免額を決定します。

例) ホテル

ホテル事業内訳	対象業種の判断	売上額の減収率	減免承認の判断	減免不承認の判断について	1か月あたりの水道料金等	減免額
レストランA	○	70%	全額減免	—	3万円	▲3万円
レストランB	○	20%	×	売上額の減収率が30%未満 1	5万円	—
宿泊部屋部分	×	—	—	業種が対象外 2	50万円	—
宴会場	○	40%	半額減免	—	30万円	▲15万円
喫茶店	×	—	—	業種が対象外 3	10万	—
プール	×	—	—	業種が対象外 4	40万円	—
合計	—	—	—	—	138万円	▲18万円

(イ) 水道局が請求する水道料金等
= 建物全体の水道料金等

(ア) 対象となる水道料金等

減免額

(ア) 対象となる水道料金等は、申請者が算定してください。

ただし、(ア)の合計金額は、(イ)水道局が請求する水道料金等を超えることはできません。

- 1 レストラン B は売上額の減収率が 30%未満のため、特例減免の要件を満たしません。
- 2 宿泊部屋部分は飲食に関わらない部分なので、対象となる飲食店等ではありません。
- 3 酒類を提供しない喫茶店は、対象となる飲食店等ではありません。
- 4 プールは飲食に関わらない部分なので、対象となる飲食店等ではありません。